

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

◇規則 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行細則
◇告示 へい獣処理場等に関する法律による地区の指定

土地改良区定款変更認可
土地改良区役員の就任
森林区施業計画の公表
建設業者の更新登録
建設業者の登録
土地改良区役員の退任及び就任
豚の移入禁止区域の解除
町村合併計画の勧告
肥料検査の結果公表
保険医の指定
保険医の異動

◇教委規則 鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部改正

鳥取県立高等学校学則の一部改正
◇教委告示 県立高等学校の校名、位置及び課程の一部改正
県立幼稚園の園児の募集
定例教育委員会の招集

◇県会告示 鳥取県会事務局規則

◇難報 鳥取県市町村職員共済組合規約の変更
日時等 議員一般選挙の

規則

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行細則をここに公布する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県規則第八十二号

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行細則

国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号）に基きこの規則を定める。

(総則)

第一条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第一号に掲げるもののうち県が所有する固定資産（以下「貸付資産」という。）に係る昭和三十一年度分及び昭和三十一年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）の算定については、この規則の定めるところによる。

(使用料等の乗率)

第二条 市町村交付金の総額の算定に用いる使用料等（使用料、貸付料その他何らの名義をもつてするを問わず当該貸付資産を使用する者がその使用について支払うべき金額をいう。以下同じ。）の総額に対して乗すべき率は、昭和三十一年度分の市町村交付金にあつては、次の表の上欄に掲げる貸付資産の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率とする。

(い) 県職員
の宿舍の用に供する土地及び
家屋

一八、七〇

(ろ) 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第三号に規定する公営住宅の用に供する土地及び家屋

一一、五〇

(は) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律施行令（昭和三十一年政令第七号）第三条各号に掲げる住宅の用に供する土地及び家屋

一三、三三

(に) 住宅の用に供する土地及び家屋以外
の土地及び家屋

一一、一一

(市町村交付金の総額)

第三条 昭和三十一年度分の市町村交付金の総額は、前条の規定によつて区分した貸付資産ごとの昭和三十一年度の予算に計上されるべき使用料等の合算額に同条の規定による率を乗じて得た額（当該額のうち法第四条第一項の規定の適用を受けるものに係る部分にあつては、当該部分の額にさらに同項に規定する率を乗じて得た額）の総額を当該貸付資産の価格の総額とし、これに百分の一、四を乗じて得た額とする。

(市町村交付金のあん分)

第四条 市町村交付金の総額を貸付資産に係る市町村ごとの使用料等の合算額にあん分する場合における市町

村ごとの使用料等の合算額は、昭和三十一年度分の市町村交付金にあつては昭和二十九年年度の、昭和三十一年度分市町村交付金にあつては昭和三十年年度の、それぞれ当該貸付資産所在の市町村に係る貸付資産の使用料等の徴収決定済額の合算額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第六百三三号

へん黙処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第九条第一項の規定による区域を次のように指定する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取市のうち次の町の区域

東町、西町、湯所町、丸山町、栗谷町、江崎町、馬場

米子市のうち次の町の区域

勝田町、博労町、粧町、道笑町、昭和町、日野町、万能町、茶町、明治町、弥生町、塩町、末広町、大工町、愛宕町、祇園町、富士見町、日ノ出町、錦町、角盤町、法勝寺町、紺屋町、四日市町、東倉吉町、西倉吉町、朝日町、尾高町、寺町、岩倉町、立町、灘町、花園町、東町、中町、加茂町、久米町、西町、天神町、内町、

車尾、皆生（温泉地区のみ）

倉吉市のうち次の町の区域

住吉町、湊町、東町、葵町、仲ノ町、荒神町、宮川町、
堺町、研屋町、明治町、大正町、新町、福吉町、福吉
町二丁目、魚町、東仲町、西仲町、西町、瀬崎町、東
岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町、
河原町、余戸谷町、駄経寺、岡田、上井、海田、
境港市のうち次の町の区域

岬町、花町、東雪町、入船町、朝日町、東本町、相生
町、中町、末広町、日ノ出町、本町、栄町、松ヶ枝町、
京町、明治町、馬場崎町、大正町、弥生町、浜ノ町、
米川町、蓮池町、佐斐神町（県道通りのみ）
岩美郡岩美町のうち大字岩井の区域
気高郡気高町のうち大字浜村（旧浜村を除く。）、大字
勝見の区域

東伯郡羽合町大字上浅津のうち温泉区

東郷町のうち大字中興寺、引地（旭区のみ）の区
域

三朝町のうち大字三朝、大字山田（茶屋のみ）の
区域

関金町のうち大字関金の区域

西伯郡大山町のうち大字大山の区域

名和町のうち大字御来屋の区域

日野郡溝口町のうち大字岩立、金屋谷（桝水原のみ）の
区域

鳥取県告示第六百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条
第二項の規定により、泊村石脇土地改良区の定款変更
につて、昭和三十一年十二月十九日認可した。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第六百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条
第十項の規定により次のように役員が就任した旨届出が

あつた。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

就任した役員の氏名および住所

赤松土地改良区

理事 伊 沢 百 伸 西伯郡大山町大字赤松

伊 沢 元 藤

地 頭 岩 吉

本 伊 清

足 羽 茂

地 頭 喜 好

持 田 唯 雄

監 事 青 田 弘

地 頭 義 正

河原町北村土地改良区

理事 北 村 道 之 八頭郡河原町大字北村

北 村 喜 好

森 田 禎 一

有 田 国 光
北 村 茂 太 郎
森 田 源 造
北 村 明
森 田 幸 市
監 事 北 村 万 寿 治
北 村 愛 蔵
山 口 輝 雄

鳥取県告示第六百十号

昭和二十八年十一月鳥取県告示第五百二十号で公表した
昭和二十九年四月一日を始期とする森林区施業計画を森
林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十二条第一
項の規定に基き変更したので次の場所において公表する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県庁

中部山林事務所

鳥取県告示第六百一十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に更新登録した。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号 一 登録年月日

商号又は名称

おもな営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
（に）第三五号

昭三十一、九、一三

巽管工業所

米子市尾高町八五

門脇甲子郎

一八五号

九、一六

米子電業株式会社

加茂町三丁目九三

安部 寛治

一八五号

一〇、二七

山陰電気工業株式会社

鳥取市職人町三〇ノ一

稻垣 久義

一八八号

一〇、一〇

昭和建設株式会社

東品治町一〇ノ一五

近藤 松寿

一九一号

一〇、一六

水口組

西品治町五八三

水口 鹿男

三五六号

一〇、二七

松田組

八頭郡家町万代寺一ノ三

松田 乙蔵

四八号

一〇、一〇

上向組

東伯郡赤碓町赤碓

上向 歳明

八四号

一〇、一六

和田建設有限公司

日野郡黒坂町上管

和田伝三郎

鳥取県告示第六百一十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定により次のように建設業者登録簿に登録した。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号

登録年月日

商号又は名称

おもな営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
（に）第四四五号

昭三十一、一一、一三

山根鉄工所

八頭郡河原町五二ノ四

山根亮之助

四四六号

一一、一二

栄電気水道工業（株）

倉吉市宮川町

深田 義人

四四七号

一一、一八

（有）うしお工務店

米子市灘町二丁目七六

小泉 順三

鳥取県告示第六百一十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条
第十項の規定により、土地改良区から次のように役員が
退任および就任した旨届出があつた。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

退任した役員の氏名および住所

羽合土地改良区

理事 上 榊

進 東伯郡羽合町大字上橋津

七ヶ堰土地改良区

理事 亀 尾 丹 士

西伯郡西伯町大字福成

植 田 泰 治

野 口 忠次郎

亀 尾 忠 治

田 子 寛 美

大 塚 元 計

富 田 正 夫

波 田 熊 雄

遠 藤 孝 治

監 事 持 田 栄

植 田 時 男

就任した役員の氏名および住所

七ヶ堰土地改良区

理事 亀 尾 丹 士

西伯郡西伯町大字福成

境 清水川

寺 内

天 万

寺 内

西伯町大字福成

植田時男	清水川
植田泰治	
庄倉喜愛	
大塚元計	
亀尾忠治	
早田英雄	
野口忠次郎	
野口好雄	境
田子寛美	
宮倉房次	
富田正夫	会見町大字三崎
富永亀雄	
石田武治	寺内
西村尋一	
監事 亀尾友典	西伯町大字福成
古木種一	会見町大字三崎

鳥取県告示第六百十四号

昭和三十一年十月鳥取県告示第四百六十一号（豚の移入禁止区域の指定について）は廃止する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

鳥取県告示第六百十五号

新市町村建設促進法（昭和三十一年法律第六十四号）第二十八条第一項の規定に基き次のとおり町村合併に関する計画を定め、昭和三十一年十二月二十日関係市町村に勧告した。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

合併計画による市町村

一 鳥取市

岩美郡津ノ井村

同 福部村

二 八頭郡那家町

同 上私都村
同 中私都村
三 八頭郡八頭村
同 丹比村
四 東伯郡大栄町
同 由良町
五 東伯郡中山村
西伯郡蓬坂村
六 米子市
西伯郡日吉津村

鳥取県告示第六百十六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条の規定に基き昭和三十一年七月、八月九月中に実施した肥料検査の結果は次のとおりである。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠 藤

茂

（七月分）

肥料の種類 保証票添附者 検査点数 うち不
硫酸アンモニア 東洋高圧工業株式会社 二 合格点

過磷酸石灰 住友化学工業株式会社 二 〇

普通配合肥料 鳥取県中央農業協同組合連合会 五 〇

塩基配合肥料 電気化学工業株式会社 三 〇

化成肥料 三菱化成工業株式会社 五 〇

住友化学工業株式会社 五 〇

（八月分）

過磷酸石灰 日本化学工業株式会社 二 〇

普通配合肥料 鳥取県中央農業協同組合連合会 二 〇

塩基配合肥料 信越化学工業株式会社 三 〇

（九月分）

魚かす粉末 三誠商会 二 〇

過磷酸石灰 石原産業株式会社 一 〇

神島化学工業株式会社 二 〇

普通配合肥料

鳥取県中央農業協同組
合連合会

一〇

〇

化成肥料

電気化学工業株式会社
石原産業株式会社

五

〇〇

鳥取県告示第六百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第二十
八条ノ三第一項の規定により次のように保険医を指定した。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

氏名	診療科目	診療所			指定年月日
		名	称	所在地	
松尾智久三	眼科	松尾眼科医院	鳥取市行徳三の一五	昭和三十一年十月十三日	
岡本 公尹	外科、胃腸科、 呼吸器科	岡本医院	東伯郡東伯町由良宿五五六の五	"	十月二十五日
黒田 清	外科	駐留軍要員健康保険 組合広島支部鳥取支 所美保診療所	境港市小篠津町	"	十一月一日
木下 清海	齒科	井上齒科医院	八頭郡郡家町字郡家	"	十一月二十八日
石原 正弘	外科	淀江医院	西伯郡淀江町字淀江	"	十一月二十九日

鳥取県告示第六百十八号

健康保険及び船員保険の保険医及び保険薬剤師の指定に関する件（昭和二十三年厚生省令第三十二号）第五条の規定
によつて次のように保険医から異動の届出があつた。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県知事 遠藤 茂

氏名	診療科目	診療所			異動事由	異動年月日
		名	称	所在地		
高野 英明	齒科	高野齒科医院	米子市博労町二ノ三一	鳥根県から転入	昭三一、九、三	
小河原 佳	"	小河原齒科診療所	日野郡伯南町生山六六ノ一	岡山県から転入	"	九、一九
岡田善太郎	"	岡田齒科医院	米子市蚊屋二九〇ノ一	大阪府から転入	"	九、二五
亀吉 武三	外科、泌尿器科	カメノリ外科医院	鳥取市瓦町一二四	京都府に転出	"	一一、五
太田 斉護	外科	駐留軍要員健康保 険組合広島支部鳥 取支所美保診療所	境港市小篠津町	鳥根県に転出	"	一一、一
横田 浩	外科、胃腹科	横田外科医院	鳥取市東品治町無番地	診療所所在地変更	"	一〇、二六
木下 定之	齒科	橋本齒科医院	東伯郡東伯町由良宿五五六	"	"	一一、一
林 昇	耳鼻科、咽喉科	林 医 院	米子市東町一一四	"	"	"
白川 昭夫	齒科	白川齒科医院	" 加茂町一ノ二二	"	"	"

教育委員会規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

鳥取県教育委員会規則第二十二号

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の

一部を改正する規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則（昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表 県立高等学校通学区一普通科（単独学区）中

境	境港市	渡外江境	上道	余子	中浜
境	米子市 西伯郡	崎津 渡外江境	和田 上道	余子	中浜
改める。	に	を	に	に	に

二 普通科（自由学区）中

境	米子東	米子西	米子市	彦名	富益	夜見
境	米子市	米子市	崎津	彦名	富益	夜見
改める。	に	に	に	に	に	に

四 実業科（中学区）中

境	鳥取西	鳥取東	鳥取南	鳥取北	鳥取中	鳥取東	鳥取西	鳥取南	鳥取北	鳥取中
境	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市
改める。	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に

五 実業科（全県一区）中

境	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取
境	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市
改める。	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に

境	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取	鳥取
境	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市	鳥取市
改める。	に	に	に	に	に	に	に	に	に	に

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし別表県立高等学校通学区域表中一普通科（単独学区）二普通科（自由学区）については、昭和三十一年度入学者から適用する。

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 稜

鳥取県教育委員会規則第二十三号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校学則（昭和三十一年七月鳥取県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

改める。

鳥取県教育委員会告示第四十七号

昭和三十二年度鳥取県立幼稚園の園児を次の要項によつて募集する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 米

原

穰

昭和三十一年度県立幼稚園園児募集要項

昭和三十二年度県立幼稚園の園児を次の要項によつて募集する。

一園児募集校

鳥取市東町八十番地

鳥取西高等学校附属幼稚園

表中

鳥取工業高等学校	鳥取工業高等学校
全日制	全日制
工業科	工業科
農業科	農業科
機械課程	機械課程
電氣課程	電氣課程
金屬化學課程	金屬化學課程
建築課程	建築課程
農業機械課程	農業機械課程
農業課程	農業課程
農村家庭課程	農村家庭課程
鳥取市立川町五丁目三二〇番地	鳥取市立川町五丁目三二〇番地
鳥取市立小町五丁目三二〇番地	鳥取市立小町五丁目三二〇番地
鳥取市立川町五丁目三二〇番地	鳥取市立川町五丁目三二〇番地

17

老

別表中

改める。

附
則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十六号

昭和二十九年二月鳥取県教育委員告示第十三号（県立高

等学校の校名、位置及び課程の一部を次のように改正し、昭和三十一年十二月二十五日から実施する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 米

原

穰

鳥取工業高等学校					
全日制		定時制			
工業科		農業科		農業科	
機械課程 電氣課程 金屬化學課程 建築課程 農業機械課程 農村家庭課程	二四〇〇〇〇	一一二〇〇〇〇	一一五〇〇〇〇	一五〇〇〇〇	
鳥取市立川町五丁目三二〇番地		鳥取市立川町五丁目三二〇番地		鳥取市立川町五丁目三二〇番地	

10

を

二 募集人員 約一八〇名
三 応募資格

昭和二十六年四月二日から昭和二十七年四月一日までに出生したものに限り（小学校就学前一年のもの）

四 出願手続

1 願書の交付および受付

昭和三十一年一月十日（木）から一月三十一日（木）までの午前九時より午後四時までとする。ただし日曜日は除く、土曜日は正午までとする。

2 願書の交付もしくわ受付の際、園児の選抜に關し必要な指示を行う。

五 選抜方法

1 志願者が募集人員を超過した場合は選抜を行う。

2 昭和三十一年二月三日（日）午前九時から同幼稚園において父兄および応募者との面談を行う。

六 入園許可者の発表は昭和三十一年二月四日（月）正午同幼稚園において行う。

鳥取県教育委員会告示第四十八号

定例教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 米 原 穰

一日時 昭和三十一年一月十一日午前十一時より

一 場所 鳥取県教育委員会会議室

一 議題 1 定例報告

2 教育状況視察について

県 会 告 示

県会告示第二号

鳥取県会事務局規則を次のように定める。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県会議長 木 島 公 之

鳥取県会事務局規則

（通則）

第一条 鳥取県会事務局（以下局という。）の組織に關

しては、法令その他に定めるものの外この規則の定めるところによる。

（局の行う事務）

第二条 局は次の事務をつかさどる。

一 県会及び県会議長に対する報告、通知、請願、陳情及び願届等の受理に關すること。

二 県会の議決した事件の報告、通知等に關すること。

三 県会に必要な調査、研究、企画立案、統計、及び情報の収集に關すること。

四 県会と執行機關との連絡に關すること。

五 県会の一般庶務に關すること。

六 県会に屬する予算、決算及び経理に關すること。

七 県会議事堂（構内及び附屬建物を含む。）の管理取締に關すること。

八 県会に屬する物品の保管出納に關すること。

九 県会図書室に關すること。

十 県会議長において特に命じたこと。

（組織）

第三条 局に次の課、室を置く。

総 務 課

議 事 課

調 査 課

図 書 室

（職員）

第四条 局に次の職員を置く。

事務局長（以下局長という）

課 長

室 長

課長補佐

主 事

技 師

主 事 補

技 師 補

衛 視

2 前項に掲げる職員の外必要あるときは、別に職員を置くことができる。

雑 報

3 課長、室長、課長補佐、主事、技師は書記をもつてこれに充てる。

(職員の仕事)

第五條 局長は、議長の命を受け、局の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

2 課長室長は、局長を補佐し課室務を掌理する。

3 課長補佐は、課長を補佐し課務に従事する。

4 主事は、上司の命を受け事務に従事する。

5 技師は、上司の命を受け技術に従事する。

6 その他の職員は、上司の命を受け事務及び技術を補助する。

第七條 この規則に定めるものの外、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

1 この規則は、昭和三十二年一月一日から施行する。

2 昭和二十二年七月鳥取県会告示第八号鳥取県会事務局規程は廃止する。

鳥取県市町村職員共済組合一般選挙の日時及び場所を次の通り定める。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県市町村職員共済組合理事長

坂 出 雅 巳

一 市町村長側

月 日	時 刻	選挙区	選挙区 の範囲	議員 の数	場 所
昭三二、 一〇、 一四	午前八時 から正午 まで	第三区	米子市	一	米子市役所
"	"	第四区	境港市	一	"
"	"	第九区	西伯郡	一	西部町村会
"	"	第十区	日野郡	一	"
一、 一、 一	"	第八区	倉吉市	一	倉吉市役所
"	"	第九区	東伯郡	一	中部町村会
一、 一、 一	"	第六区	鳥取市	一	鳥取市役所
"	"	第七区	八頭郡	一	八頭郡町村会
一、 一、 一	"	第五区	岩美郡	一	鳥取市役所
"	"	第六区	気高郡	一	東部町村会
一、 一、 一	"	第七区	岩美郡	一	鳥取市役所
"	"	第八区	西伯郡	一	西部町村会
一、 一、 一	"	第九区	日野郡	一	中部町村会
"	"	第十区	岩美郡	一	鳥取市役所

二 市町村長以外の組合員側

月 日	時 刻	選挙区	選挙区 の範囲	議員 の数	場 所
昭三二、 一〇、 一四	午後一時 から午後 三時まで	第三区	米子市	二	米子市役所
"	"	第七区	西伯郡	二	西部町村会
"	"	第二区	倉吉市	一	倉吉市役所
一、 一、 一	"	第六区	東伯郡	一	中部町村会
"	"	第一区	鳥取市	二	鳥取市役所
一、 一、 一	"	第五区	八頭郡	一	八頭郡町村会
"	"	第四区	岩美郡	一	東部町村会

鳥取県市町村職員共済組合規約を次の様に変更し自治庁長官の認可を受けたので公告する。

昭和三十一年十二月二十五日

鳥取県市町村職員共済組合理事長

坂 出 雅 巳

第七條第三項中

とあるを

選挙区	選挙区 の範囲	議員 の数
第一区	鳥取市	一
第二区	倉吉市	一
第三区	米子市	一
第四区	境港市	一
第五区	岩美郡	一
第六区	八頭郡	一
第七区	気高郡	一
第八区	東伯郡	一
第九区	西伯郡	一
第十区	日野郡	一

鳥取県市町村職員共済組合
鳥取県市町村職員共済組合

第五区	八頭郡	鳥取町村会、鳥取県町村議
第六区	東伯郡	会議長会、東部町村会
第七区	西伯郡	八頭郡町村会
	日野郡	東伯町村会
		西部町村会、西部町村税整
		理組合

と改める。

第十一条第一項中「各郡町村会は夫々の市町村とみなし」とあるを「各部町村会各郡町村会、西部町村税整理組合は夫々の市町村とみなし」と改める。

附 則

この規約は、認可の日から施行し昭和三十一年十二月二十五日からこれを適用する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 発

刷 行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 県 印 刷 所